

国立大学法人東京農工大学契約事務取扱規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学契約事務取扱規程を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学契約事務取扱規程</p> <p>平成16年4月7日 16 経 規程第51号</p> <p>第1条～第18条 省略</p> <p>第19条～第57条 省略</p> <p>附 則</p>	<p>第1条～第18条 省略（現行どおり）</p> <p>（会計規則第34条第3項に規定する契約） <u>第18条の2 会計規則第34条第3項に規定する契約は、国の機関において総合評価落札方式が適用される契約又は契約担当役が同規則同条第1項の規定による落札の方式では十分に対応できないと判断した契約に適用する。</u></p> <p>第19条～第57条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（20 規程 第74号）

この規程は、平成20年11月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。